

企年連発第 1 1 7 号
平成 1 8 年 4 月 2 5 日

会 員 各 位

企業年金連合会
理事長 加藤 丈夫
(公印略)

企業年金連合会規約の一部を変更する規約の認可について

当連合会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、連合会の実施する事業等の見直しに伴う企業年金連合会規約の一部変更（別紙）については、平成 1 8 年 3 月に開催された評議員会において議決され、平成 1 8 年 3 月 1 3 日に申請しておりましたが、このほど、平成 1 8 年 3 月 2 7 日付で厚生労働大臣から認可されましたのでご連絡申し上げます。

この度の規約の一部変更は、法附則第 3 3 条第 1 項に規定する特定基金（以下「特定基金」という。）が、減額特例または納付猶予の承認を受けて解散を認められた場合に、代行部分は国へ返還され、代行給付の支給を連合会が引き継がないことから、特例措置承認等を受けた日をもって支払保証事業から脱退したものとし、連合会規約の第 9 章の規定を適用しないこととするものです。

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

附則第16条の次に次の1条を加える。

(特定基金に係る支払保証事業の適用に関する特例)

第17条 法附則第33条第1項に規定する特定基金であつて、同条第3項の規定により厚生労働大臣が認めたもの又は法附則第34条4項の規定による承認を受けたものについては、第9章の規定を適用しない。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

企業年金連合会規約変更理由書

1. 変更理由

法附則第33条第1項に規定する特定基金（以下「特定基金」という。）が、減額特例又は納付猶予の承認を受けて解散を認められた場合、代行部分は国へ返還され、代行給付の支給を連合会が引き継がないことから、特例措置承認等を受けた日をもって支払保証事業から脱退したものとし、連合会規約の第9章の規定を適用しないこととするものである。

2. 実施時期

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p>(年金経理から業務経理への繰入に関する特例)</p> <p>第16条 連合会は、第94条の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、厚生年金基金基本年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。</p> <p><u>(特定基金に係る支払保証事業の適用に関する特例)</u></p> <p>第17条 法附則第33条第1項に規定する特定基金であって、同条第3項の規定により厚生労働大臣が認めたもの又は法附則第34条4項の規定による承認を受けたものについては、<u>第9章の規定を適用しない。</u></p>	<p>(年金経理から業務経理への繰入に関する特例)</p> <p>第16条 連合会は、第94条の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたときは、厚生年金基金基本年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。</p>